

立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

1. 経緯

- デジタル社会の実現に向け、デジタル化・ネットワーク化に対応した取組が、立法・行政・司法の公的機関や企業等で推進されており、文化審議会著作権分科会では、DXの基盤整備の観点から今後考えられる著作権法上の課題について検討を行ってきた。
- 昨年度の法制度小委員会では、関係者からの実態・意見聴取を踏まえた検討を行い、論点整理を行った。また、民事裁判手続の電子化・オンライン化を実現する民事訴訟法の改正に対応した著作権法の改正について検討を行い、所要の制度改正が行われた。
今年度も引き続きその他の課題について検討を行う。

2. 対応（案）

- ① 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について
 - 行政のデジタル化への対応を著作権法の観点からも支えていくために、現行法で可能となっている内部資料としての複製（著作権法第42条）について、デジタルでも同様の利用ができるよう所要の制度改正が必要である。
 - その際、現行法下での複製行為において許容される範囲と同等の範囲での公衆送信に限定することや、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにすることに留意する。
 - 「内部資料」の解釈については、現行の解釈も含め周知を徹底する必要がある。
- ② その他、DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しについて
 - オンラインの進展やネット空間の拡大に対応した著作権法第38条、第39条、第45条等の在り方、災害発生時の情報収集や情報発信等のための著作物の利用については、引き続き具体のニーズや利用場面を踏まえて検討を行う。
 - その際、DX時代に対応した著作物の利用円滑化とバランスを取りつつ、著作権・著作者人格権等について検討を行う。

(参考) 著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号)

(裁判手続等における複製)

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条に規定する国際出願をいう。)に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁の行う品種(種苗法(平成十年法律第八十三号)第二条第二項に規定する品種をいう。)に関する審査又は登録品種(同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。)に関する調査に関する手続

三 行政庁の行う特定農林水産物等(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。)についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続

四 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事(医療機器(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第四項に規定する医療機器をいう。)及び再生医療等製品(同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。)に関する事項を含む。以下この号において同じ。)に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続